

令和5年度宮崎県製菓衛生師試験実施要領

1 試験日時

令和5年7月28日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで
午後零時30分から午後2時までの間に会場へ入室すること

2 試験会場

宮崎県防災庁舎(宮崎市橘通東1丁目9番18号)
5階防51・防52号室(控え室:防53号室)

3 試験科目、問題数及び試験時間

試験科目…衛生法規、公衆衛生学、食品学、
食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技
問題数 …60問
試験時間…2時間(途中休憩無し)

4 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の一部免除を願い出る者については、製菓理論及び実技の試験を免除する。

ただし、一部免除となった場合の試験時間は1時間30分となる。

5 携行品

- (1) 受験票
- (2) 筆記用具

6 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 中学校等卒業生であって、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者(中学校等卒業生を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えている者又は同日後3年を超えるに至った者

※ 以下のような場合は、菓子製造業に従事したと認められません。

- 1 専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗浄、事務員、運転手等、菓子の製造に従事しない者
- 2 レストラン、ホテルなどの飲食店営業において、その営業場内で客に提供するパンやケーキなどの製造に従事している者
- 3 パートやアルバイトで菓子製造業に従事している者(ただし、週4日以上かつ1日6時間以上菓子製造業務に従事している者を除く。)

7 受験手続

- (1) 受験願書配布期間及び場所
令和5年5月10日(水)から6月9日(金)まで最寄りの保健所で配布
※県庁ホームページからもダウンロードすることができます。
- (2) 受験願書受付期間
令和5年5月29日(月)から6月9日(金)まで(土日を除く。)
- (3) 受験願書受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 受験手数料
9,400円
宮崎県収入証紙により納付すること(購入した証紙の還付には応じない。)
- (5) 受験願書の提出先
最寄りの保健所(宮崎市の場合は宮崎市保健所。以下同じ。)

8 提出書類

●6の受験資格(1)に該当する者

ア 製菓衛生師試験受験願書 2部

記入の際は記入例を参考にすること

最寄りの保健所又は県庁ホームページ上にある様式を使用すること

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(卒業証書、卒業証明書、修了証明書又は履修証明書) 1部

原本を提出すること(卒業証書は保健所でコピーをとった後、返却します。)

2年制以上の養成施設に在籍しており、受験資格を有しているが卒業していないものについては、修了証明書又は履修証明書を提出すること

現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本を添付すること

中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、短期大学及び専修学校(高等及び専門課程)以外の各種学校等の卒業又は修了証明書若しくは卒業証書は、学歴証明書として認めない

ウ 写真 1枚

6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦4.5cm、横3.5cmのもの
裏面に氏名を記入すること

エ 63円切手 1枚

オ 菓子製造に係る1級又は2級技能検定の合格証明書 1部

原本を提出すること(保健所でコピーをとった後、返却します。)

試験の一部免除を願い出る者のみ提出すること

カ 戸籍抄本 1部

学歴証明書の氏名と現氏名が異なる場合のみ提出すること

● 6の受験資格（2）及び（3）に該当する者

ア 製菓衛生師試験受験願書 2部

記入の際は記入例を参考にすること

最寄りの保健所又は県庁ホームページ上にある様式を使用すること

イ 菓子製造業従事証明書 2部

記入の際は記入例を参考にすること

最寄りの保健所又は県庁ホームページ上にある様式を使用すること

<菓子製造業務従事証明書の証明印について>

押印の見直しにより、菓子製造業務従事証明書の証明印を廃止しました。

受験者から従事証明書の提出があった場合は、従事証明書の証明者へ記載事項等の確認を行います。

ウ 学歴証明書（卒業証書、卒業証明書、修了証明書又は履修証明書） 1部

原本を提出すること（卒業証書は保健所でコピーをとった後、返却します。）

現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本を添付すること

中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、短期大学及び専修学校（高等及び専門課程）以外の各種学校等の卒業又は修了証明書若しくは卒業証書は、学歴証明書として認めない

エ 写真 1枚

6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦4.5 cm、横3.5 cmのもの

裏面に氏名を記入すること

オ 63円切手 1枚

カ 菓子製造に係る1級又は2級技能検定の合格証明書 1部

原本を提出すること（保健所でコピーをとった後、返却します。）

試験の一部免除を願い出る者のみ提出すること

キ 戸籍抄本 1部

学歴証明書の氏名と現氏名が異なる場合のみ提出すること

※ 提出書類に関する留意事項

1 過去5年間の宮崎県製菓衛生師試験の受験票を提出する場合、受験資格（1）に該当する者は学歴証明書、受験資格（2）及び（3）に該当する者は菓子製造業従事証明書及び学歴証明書について省略できる

ただし、受験票と現在氏名が異なる場合は 戸籍抄本を添付すること

2 日本国内の外国人学校、外国の学校を卒業した者は、厚生労働大臣の学力認定書を提出すること

ただし、学力認定には概ね1か月かかるので、願書受付期間の1か月前までに最寄りの保健所に問い合わせること

9 受験票の送付

受験票は、宮崎県福祉保健部衛生管理課から直接受験者に送付します。

送付日については郵便事情等で多少遅れることがありますのでご了承ください。
なお、試験日から一週間前になっても受験票が届かない場合は、宮崎県衛生管理課
<TEL (0985) 26-7076 >までお問い合わせください。

10 合格発表

令和5年9月11日(月)午前10時に県庁ホームページ上又は受験願書を提出した保健所で合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には受験申請をした保健所で合格証を交付します。

なお、ホームページへの掲載は、システムの都合で若干遅れる場合があります。
また、電話での照会は一切受け付けません。

11 試験結果の簡易開示について

製菓衛生師試験の科目別得点及び総合得点は、宮崎県個人情報保護条例の規定に基づき、受験者本人に限り、口頭で簡易開示を請求することができます。

期間は土日、祝祭日を除く9月11日(月)から10月10日(火)までになります。

福祉保健部衛生管理課(防災庁舎1階)で、本人であることを証明できる書類(受験票、運転免許証、健康保険証、学生証又は身分証明書、旅券等)を持参の上、請求してください。

なお、電話、はがき等による簡易開示や本人以外からの請求には応じることができません。

12 その他

製菓衛生師試験について不明な点があるときは、最寄りの保健所又は県庁衛生管理課にお問い合わせください。

試験会場には全受験者用の駐車場があるとは限らないため、公共交通機関をご利用ください。

保健所名	住所	電話番号	FAX 番号
中央保健所	宮崎市霧島1-1-2	0985-28-2111	0985-23-9613
日南保健所	日南市吾田西1-5-10	0987-23-3141	0987-23-3014
都城保健所	都城市上川東3-14-3	0986-23-4504	0986-23-0551
小林保健所	小林市堤3020-13	0984-23-3118	0984-23-3119
高鍋保健所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1	0983-22-1330	0983-23-5139
日向保健所	日向市北町2-16	0982-52-5101	0982-52-5104
延岡保健所	延岡市大貫町1-2840	0982-33-5373	0982-33-5375
高千穂保健所	西臼杵郡高千穂町大字三田井1086-1	0982-72-2168	0982-72-4786
宮崎市保健所	宮崎市宮崎駅東1-6-2	0985-29-5283	0985-61-1210
衛生管理課	宮崎市橘通東1丁目9番18号	0985-26-7076	0985-26-7347

